

【z265】有害物等取扱手当

支給対象業務	手当の支給を受ける者の範囲				支給額
	所属公署（※－は指定なし）	病院等	企業局	技労職	
人事委員会規則で定める有害物又は薬物（毒物及び劇物取締法第二条に規定する毒物、劇物若しくは特定毒物又は労働安全衛生法施行令第十六条第一項に掲げる有害物、同令別表第三に掲げる特定化学物質等若しくは同令別表第六の二に掲げる有機溶剤）を使用して行う試験、研究、検査等のうち、窒息、中毒、神経障害等を引き起こす等著しく健康を害するおそれがあるものとして人事委員会規則で定める作業（①人体に有害なガス、霧等を吸入するおそれがある作業、②人体に有害な農薬を大量に散布する作業）に従事したとき	試験研究機関その他人事委員会規則で定める機関（生活環境部生活環境総室、環境創造センター、保健福祉事務所、障がい者総合福祉センター、総合療育センター、精神保健福祉センター、農業総合センター農業短期大学校及び農業に関する学科を置く高等学校とする。）に勤務する職員	該当		該当	円／日 290